

道路整備予定地を有効活用する 事業者が決定しました

歳入の確保や維持管理経費の削減に向け、事業着手までに一定の期間が見込まれる道路整備予定地について、道路法に基づく占用入札を実施し、用地を活用する事業者を決定しました。占用入札制度による道路整備予定地の有効活用については、本市では今回が初めての取組となります。

1 有効活用の対象用地

相模原都市計画道路相模台双葉線の取得済用地の一部

2 有効活用の期間

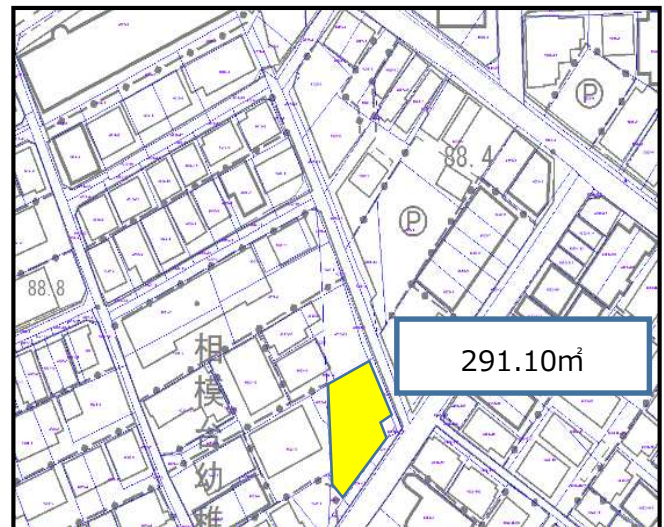
令和5年7月12日（水）から令和14年3月31日（水）まで

3 活用の用途

時間貸駐車場

4 有効活用を行う事業者

関東緑花株式会社



問合せ先

道路整備課

直通電話 042-769-8360